

介護予防訪問看護 料金一覧表 甲州訪問看護ステーション

※利用料は介護保険負担割合によります。

2026年6月1日

	サービス内容略称	基本算定項目	単位数 (1単位10円)	利用者負担金（円）		
				1割	2割	3割
指定介護予防訪問看護費	予防訪問看護Ⅰ 1	20分未満	303	303	606	909
	予防訪問看護Ⅰ 2	30分未満	451	451	902	1353
	予防訪問看護Ⅰ 3	30分以上1時間未満	794	794	1588	2382
	予防訪問看護Ⅰ 4	1時間以上1時間30分未満	1090	1090	2180	3270
	予防訪問看護Ⅰ 5	1回20分（1日1回または2回利用の場合）	284	284	568	852
	予防訪問看護Ⅰ 5・2超	1回20分（1日3回以上利用の場合）	上記単位数の50%減算			
	早朝（6：00～8：00）・夜間（18：00～22：00） ※1		所定単位数の25%加算			
	深夜（22：00～6：00） ※1		所定単位数の50%加算			
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算			
	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
加算・減算	長時間訪問看護加算 ※2		300	300	600	900
	複数名訪問看護加算（30分未満） 看護師等		254	254	508	762
	複数名訪問看護加算（30分以上） 看護師等		402	402	804	1206
	複数名訪問看護加算（30分未満） 看護補助者		201	201	402	603
	複数名訪問看護加算（30分以上） 看護補助者		371	371	634	951
	予防訪問看護訪問回数超過等減算 ※3		-8	-8	-16	-24
	予防訪問看護12月減算1 ※4		-5	-5	-10	-15
	予防緊急時訪問看護加算Ⅰ		600	600	1200	1800
	予防緊急時訪問看護加算Ⅱ		574	574	1148	1722
	予防特別管理加算Ⅰ		500	500	1000	1500
	予防特別管理加算Ⅱ		250	250	500	750
	予防初回加算Ⅰ		350	350	700	1050
	予防初回加算Ⅱ		300	300	600	900
	予防退院時共同指導加算		600	600	1200	1800
	予防サービス提供体制加算Ⅰ		6	6	12	18
	看護体制強化加算		100	100	200	300
	予防訪問看護専門管理加算1（緩和ケア）		250	250	500	750
	予防訪問看護口腔連携強化加算		50	50	100	150
	予防訪問看護中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算			
	処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の1.8%加算			
交通費（通常の営業地域を越えて実施の場合）			1Km当たり33円（税込）			
選定による自費時間延長料金（1時間30分を超える訪問時間） 30分毎			4675円（税込）			

※1 緊急時訪問看護加算を算定している場合は、月2回目以降に算定

※2 特別管理加算対象者に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合

※3 以下のいずれかに該当する場合 (当事業者は非該当)

- 当該訪問看護事業所における前年度の理学・作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。
- 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

※4 介護予防訪問看護を開始した日から12カ月を超えてリハビリを実施した場合